

高額医療・高額介護合算制度の経過措置について

- 施行初年度の平成20年度については、計算期間（平成20年8月1日～平成21年7月31日（※1））の途中の4月1日から制度が施行されることから、当該期間を4月1日から平成21年7月31日までとする（12ヶ月間→16ヶ月間）とともに、自己負担限度額については、通常の方法を12で除し、16を乗じた（4/3）額とする。
- ただし、平成20年8月以降に負担が集中している場合など、（16ヶ月で算出した支給額）＜（12ヶ月で算出した支給額）となる場合には、通常の方法により算出した額を支給額とする。

| | | 後期高齢者医療制度 ＋介護保険 | 被用者保険又は国保 ＋介護保険 (70歳～74歳がいる世帯(※3)) | 被用者保険又は国保 ＋介護保険 (70歳未満がいる世帯(※4)) |
|--------------------|---|--------------------------------|--|--|
| 現役並み所得者 (上位所得者) | | 89万円 (67万円の4/3倍(※2)) | 89万円 (67万円の4/3倍) | 168万円 (126万円の4/3倍) |
| 一 般 | | 75万円 (56万円の4/3倍) | 83万円 (62万円の4/3倍) | 89万円 (67万円の4/3倍) |
| 低所得者 | Ⅱ | 41万円 (31万円の4/3倍) | 41万円 (31万円の4/3倍) | 45万円 (34万円の4/3倍) |
| | Ⅰ | 25万円 (19万円の4/3倍) | 25万円 (19万円の4/3倍) | |

(※1) 国保及び後期高齢者医療制度における所得区分の変更は原則として8月1日から適用されることを踏まえたもの。

(※2) 算出した自己負担限度額に1万円未満の端数がある場合において、その端数金額が5千円未満であるときはこれを切り捨て、5千円以上であるときはこれを1万円に切り上げる。

(※3・4) 3頁の(※3・4)に同じ。